

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説の改正案に対する意見募集の結果

○意見募集期間：平成27年7月22日（水）から平成27年8月25日（火）まで

○提出された御意見の件数：2件

	意見提出者
1	一般社団法人 信書便事業者協会
2	個人

番号	頂いた御意見	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	<p>①委託の是非については、責任関係が不明確とならないようにすべき。パブコメ案のとおり、再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前承認を条件（再委託先が再々委託を行う場合も同様）とすれば、責任関係が明確となることから、容認することとしても問題ないのではないかと考えます。</p> <p>②信書便事業者においては、個人情報保護法に関連するルールを理解・実践する必要があることから、協会による普及啓発活動や各事業者による従業員研修の反復実施・徹底が重要。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 信書便事業者協会】</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
2	<p>一見して、概ね良いのではないかと考えました。</p> <p>付け加えるならば、第9条第2項第5号の説明について、 第5号の「個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善」とは、例えば、個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。）が考えられる。 という記述を、「評価、見直し及び改善」の実行を確実にし、その推移が後から外部組織からも容易に確認できる資料を残すため、その記録を取る事を求める記述にすべきかと考えます。 自分の案としては、 第5号の「個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善」とは、例えば、</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。 なお、個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善の記録については、貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>	<p>なし</p>

<p>個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認(必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。)が考えられる。なおこの様な際には当時の状況を後から確認できるようにするため評価と講じた措置について都度記録を取っておく事が求められる。</p> <p>というものになります。「当時の状況を後から確認できるようにするため」という記述は不要かもしれません。</p> <p>監査を行っていれば資料が残されているとは思いますが、綿密な監査が行われない小規模な企業においても資料による確認が行えるようにするためにこれを残すよう求める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
--	--	--